

2. 自立支援給付（介護給付・訓練等給付）

在宅で訪問を受けるサービス（訪問系サービス）、通所して利用するサービス（日中活動系サービス）、施設に入所して利用するサービス（居住系サービス）があります。ただし、新サービスは、平成18年10月から概ね5年かけて移行しますので、その間は今までのサービスを利用できます。

〔訪問系サービス〕	〔日中活動系サービス〕	〔居住系サービス〕
<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護 ・ 重度障害者包括支援 ・ 重度訪問介護 ・ 短期入所 ・ 行動援護 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 療養介護 ・ 生活介護 ・ 児童デイサービス ・ 自立訓練 ・ 就労移行支援 ・ 就労継続支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同生活介護 ・ 施設入所支援 ・ 共同生活援助

3. 地域生活支援事業

障害者自立支援法により新たに実施する事業です。他の障害福祉サービスなどと組み合わせて利用することができます。※各事業を利用できる対象者が定められています。詳しくはお問い合わせ下さい。

事業名	事業の概要	
相談支援	障害者福祉サービスの利用援助（相談・情報提供）をします。	無料
成年後見制度利用事業	身寄りのない重度の知的障害者や精神障害者等の成年後見申し立て経費の全部又は一部を助成します。	無料
コミュニケーション支援	聴覚、言語機能障害者等の意思疎通を図るため、手話通訳者を派遣します。	無料
日常生活用具給付	重度障害者等に対し、日常生活用具を給付します。	1割(※1)
移動支援	屋外での移動が困難な障害者等の外出を支援します。	1割
地域活動支援センター	小規模作業所等において創作的活動、生産活動の機会を提供します。	1割(※2)
福祉ホーム	福祉ホーム利用者の地域生活を支援します。	無料(※3)
訪問入浴サービス	重度障害者等の居宅を訪問し、入浴介護を行います。	1割(※1)
更生訓練費給付	就労移行支援等利用者に更生訓練費を支給します。	無料
日中一時支援	日中の活動の場を確保することにより、介護者を支援します（自立支援給付の宿泊型短期入所対象者を除く）。	1割
一般相談	一時的な支援が必要な障害者の居宅ヘルパーを派遣します（自立支援給付の居宅介護対象者を除く）。	1割

- ※1 平成19年3月まで経過措置があります。
- ※2 小規模作業所利用は、当面無料となります。
- ※3 居室利用料等の実費に要する経費は別に負担が必要になります。

4. 利用者負担の上限

各事業の利用者負担は、原則1割となりますが、所得に応じて次の4区分の月額負担上限額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません（食費、光熱費等、実費に要する経費は別に負担が必要になります）。

区分	対象者	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯で、サービスを利用するご本人の収入が80万円以下の方	15,000円
低所得2	市町村民税非課税世帯	24,600円
一般	市町村民税課税世帯	37,200円

10月から

障害施策が大きく変わり、
いっそう充実されます



「障害者自立支援法」が 全面施行されます

障害者自立支援法に基づき、障害福祉サービスの仕組みが変わります。障害のある方へのサービスは、障害種別（身体障害・知的障害・精神障害）に関わらず、自立支援給付と地域生活支援事業に大別されます。以下、サービスの概要についてお知らせします。

◎申し込み・お問い合わせ 福祉事務所福祉課 ☎62-1113

障害者自立支援法のポイント

- ①障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず、障害のある人々が必要とするサービスを利用できるようになります。
- ②サービスの量が増え、どの地域でも、支援の必要度に応じてサービスを利用できるようになります。
- ③サービスを利用する人々もサービスの利用量と所得に応じた負担を行うとともに、国と市が責任を持って費用負担を行うことをルール化して財源を確保し、サービスの充実が図られることとなります。
- ④「地域で暮らしたい」・「就労したい」といったニーズにあったサービスが受けられます。
- ⑤支給決定については、介護保険と同様に、審査会において判定されることとなります。

1. 障害者自立支援法によるサービスの仕組み

